

三原市西部共同調理場給食調理業務委託事業者選定に係る公募型  
プロポーザル手続き開始の公示

令和 7 年 8 月 19 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

三原市長 岡 田 吉 弘  
( 学 校 給 食 課 )

1 業務概要

- (1) 業 務 名 三原市西部共同調理場給食調理業務
- (2) 業務内容 「三原市西部共同調理場給食調理業務仕様書」に記載のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

- (1) 次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- ウ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- エ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国税及び地方税を滞納していない者
- オ 小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を 3 年以上有する者、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を 5 年以上有し、かつ、公募開始の日現在も継続して業務を実施している者
- カ 学校給食調理業務において、食品衛生法の営業の禁止又は停止処分を過去 3 年間受けていないこと
- キ 複数の業者による連合体又はコンソーシアムではないこと
- ク 自己又は自己の役員等が次のいずれかに該当しないこと。
  - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者

- (イ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (ウ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運動に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 上記 (ア) から (ウ) までのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

### 3 添付資料

- (1) 三原市西部共同調理場給食調理業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) 三原市西部共同調理場給食調理業務仕様書
- (3) 三原市学校給食衛生管理マニュアル
- (4) 三原市西部共同調理場アレルギー対応マニュアル

### 4 問い合わせ先

三原市教育委員会 学校給食課

住所 〒729-0324 広島県三原市糸崎九丁目1番1号

電話 0848-68-0149 Fax 0848-68-0167

電子メールアドレス : kyushoku@city.mihara.hiroshima.jp